

○財務省告示第百八十八号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十九年六月十二日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十九年七月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号	国庫短期証券（第六百八十七回）
二 発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第三百三十六条第一項及び第三百三十七条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額
三 振替法の適用等	
四 発行方法	



十六	十五	十四	十三		十二					十	十	九			
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発	非格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	価額競争	発行情況	振替単位	
平成二十九年六月十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	平成二十九年十二月十一日				厘	額面金額百円につき百円五銭二	厘以上金額百円につき百円四銭九	平成二十九年六月十二日	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金	振替法の規定による振替口座簿